

【報告の成果と課題】

EU における労働者の社会的・基本権保障の課題：

マンゴルト・ショックの呪縛？

いわゆるヴァイキング事件、ラヴァル事件は、労働法上の中核に位置する基本権（争議権）と、EU 法上当初から中核に位置し続けている自由移動原則（基本的自由）との相克が問題となった事案であり、欧州司法裁判所の先決裁定は、労働者の基本権を自由移動原則に対して形式的にも実質的にも劣位させたものとして、主に労働法学や労働組合から激しい批判を浴びてきた。近時では、コミッション対ドイツ事件において、今度は団体交渉権と自由移動原則との相克が問題となったが、実質的に両先決裁定の課題を克服できているかには疑問が残る判決が下された。

これらの判例は争議権や団体交渉権を第一次法のレベルにおいて認めるものであったから、その根本的問題性は、規範的な序列上は同位にあるはずの社会的・基本権と自由移動原則との衝突事案における、その調整方法にあった。現行法上こうした同位性が当然のことにも拘らず、ドイツ連立政権発足にあたっての 2013 年 11 月 27 日の連立協定に、「EU 基本権憲章の社会的・基本権のヨーロッパ域内市場における市場的自由に対する同位性の貫徹」が求められたのにも、そうした背景があるといえる。

こうした許容できない方法での基本権の侵食は、第一次法上に明文で、少なくとも両者の対等性を確保する原則を確立することで防ぐことが可能と考えられる。もともと現行法上、こうした EU 法上の基本権保障を発展させる条項よりも、それを制限する方向に働きうる条項が目立つのが現状である。その背景には、EU レベルでの許容できない方法での基本権の創設への不安があると考えられる。労働法領域においてそれを代表するのが、マンゴルト事件における欧州司法裁判所の先決裁定である。

本報告は、欧州司法裁判所により生み出された上記のような 2 つの許容できないベクトルを明らかにし、ついで、リスボン条約改正によって後者のベクトルへの対処は盛り込まれたものの、前者のベクトルに対処しうる改正は不十分であることを明らかにしようとしたものである。

議論では、マンゴルト事件先決裁定ならびにヴァイキング事件およびラヴァル事件先決裁定に対する評価そのものについて、異なる見解が示された。もともと、社会的・基本権と自由移動原則との相克問題に関して、もっぱら各国法に基づいた、したがって自由移動原則の統一的な適用を損ない、ひいては市場統合を否定するような解決は避けられるべきことについては、少なくともフロアに異論がなかったものと思われる。

以上